

地域コミュニティの取組に関する調査（愛荘町）

平成26年7月

○愛荘町の概要

人口	21,269	人（校区当たり 3,361～7,531 人
世帯数	7,415	世帯（校区当たり 1,090～2,781 世帯
小学校区数	4	校区
自治会等名称	自治会	
自治会等数	51	（単位当たり 17～822 世帯
自治会等加入率	未掌握	
行政区長委嘱制度	なし	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	自治会	

○愛荘町の取組

担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課：区長会、広報配布手数料、消防防災関係 ・ 総合政策課：まちづくり補助金、NPO（ボランティア団体の育成等） ・ 建設・下水道課：生活環境整備（里道及び排水路） ・ 生涯学習課：生涯学習（人権、子ども育成、むらづくり等） <p>業務分担は上記のとおりだが、地域コミュニティ全般については総合政策課が所管しており、地域の総合窓口のような役割を果たしている。</p>
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年に旧愛知川町と旧秦荘町が合併し、愛荘町となる。愛荘町の地域コミュニティ施策は、基本的に旧愛知川町の施策を踏襲している。 ・ 自治会単位の「地域のまちづくり計画」策定や、自治会に対する各種補助金の交付等、自治会を中心として地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。

○地域のまちづくり計画

取組の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧愛知川町では、核家族化や少子化の進行等の社会情勢の変化に加え、一部地域で宅地開発が進み、地域コミュニティのあり方が大きく変化していた。このような状況の下、地域住民が自分たちの考えに基づいてまちづくりを進めることを目的として、各自治会において「地域のまちづくり計画」策定に取り組んだ。 ・ 旧秦荘町では、自治会単位での計画策定の取組は行っていなかったが、合併後に策定を開始し、現在はすべての自治会で策定されている。
-------	--

地域のまちづくり計画の概要

- ・ 計画の内容は、わがまちカルテ（地域の魅力や自慢、課題）の作成、まちの将来像、まちづくりキャッチフレーズの策定。町が様式を示し、各自治会が策定した。
- ・ 様式は町の総合計画に準じた体系になっており、総合計画の主要施策の分類に応じて、各自治会の事業計画が記載されている。（例：安心すこやか健康・福祉のまちづくり、安全・安心・やすらぎ環境のまちづくり等）
- ・ 計画の策定方法は自治会によって様々だが、計画策定のために「むらづくり委員会」等の組織をつくり、それが今も機能している自治会もある。
- ・ 旧愛知川町では、合併前にすべての自治会で計画が策定されていたが、合併時に計画を見直した。計画の期間は、平成 18 年度～平成 26 年度の 9 か年となっている。
- ・ 計画期間中であっても、自主的に計画を見直し、計画を変更する自治会もある。

○計画に基づく事業への財政支援

わがまち夢プラン事業

- ・ 各自治会が「地域のまちづくり計画」に基づいて実施するまちづくり事業に要する経費に対し、補助金を交付。
- ・ 実施年度：平成 18 年度～平成 23 年度
- ・ 補助率：1 / 2
限度額：300 万円（6 年間通算）

地域の未来づくり支援事業

- ・ 「わがまち夢プラン事業」を引き継ぎ、補助率等を変更して実施。
- ・ 実施年度：平成 24 年度～平成 26 年度
- ・ 補助率：2 / 5
- ・ 限度額：200 万円（3 年間通算）
- ・ 「わがまち夢プラン事業」は、ほぼすべての自治会が取組を実施しているが、「地域の未来づくり支援事業」は約 8 割程度。自治会の負担もあるため、すべての自治会で実施されているわけではない。
- ・ 平成 27 年度以降は、補助率は 1 / 3 として、平成 29 年度まで事業を延長することが決定している。

○その他の財政支援

まちづくり活動支援事業補助金

- ・ 福祉、防災等の様々な分野における町民の自発的な活動の促進を図るため、まちづくり活動団体に対して交付。
- ・ 補助率等：10/10（限度額 10 万円）
- ・ 対象団体：町内に活動拠点があり、ボランティア活動等の非営利活動を行っている 5 名以上の団体で、その半数以上が町内に在住、在勤又は在学している活動団体
- ・ 自治会内で組織されるサークル等も対象となるが、事業内容は町内全域の活性化につながるものでなければならない。交付事例としては、集落史の編纂事業（発行にあたり、町文化祭で PR を実施）等がある。
- ・ 例年、2 団体分の予算を計上しており、庁内の審査会で事業内容を審査している。応募が 2 団体以内であっても、必ず交付されるわけではない。
- ・ 1 事業あたり 3 年間継続して補助金の交付を受けることが可能だが、毎年、審査は実施する。
- ・ 財源の問題で 4 年目に活動が停滞する団体が多く、ボランティア団体の育成までは至っていない。

自治ハウス整備事業

- ・ 自治会集会所の建築または購入に要する経費、集会所の建築等に供する用地取得に要する経費や集会所の老朽化や人口増等による増改築工事に要する経費を助成。
- ・ 補助率等：集会所の建築または購入… 1/2（限度額 1500 万円）
用地取得… 1/3（限度額 400 万円）
集会所の増改築… 1/2（限度額 500 万円）
- ・ 財源の一部として、滋賀県からの自治振興交付金を活用しているが、他はすべて一般財源。
- ・ 地域防災計画において、集会所を避難所指定しており、防災の観点からも、集会所の整備は重要であると考えている。

元気なまちづくり支援資金貸付事業

- ・ 各自治会が実施する地域の振興や集落の活性化を目的とした事業に要する資金の貸付。ハード事業、ソフト事業ともに対象となる。
- ・ 限度額は 1 自治会あたり 2 千万円。貸付利子は年利率 0.5%（無担保）。元利均等年賦償還で、償還期間は 10 年以内。
- ・ 金融機関から融資を受ける場合、役員が保証人になる等、地域の負担が重い。この制度は地域にとってもメリットは大きい。現在、6 自治会が貸付を受けている。
- ・ 償還は順調に進んでおり、繰り上げ償還をする自治会もある。

○取組の効果

- ・ まちづくり計画の策定や各種財政支援等、様々な施策を実施することで、地域とのやりとりが増えた。自治会長もよく役場に足を運んでくれるので、生の声が聞ける。行政と地域がよい距離感を保ちながら取り組むことができている。

○今後の課題・展望

- ・ 現在実施している各種補助制度は、総合計画の最終年度である平成 29 年度までとし、制度の見直しを予定している。各自治会にも現行制度は平成 29 年度までと周知している。
- ・ 愛荘町の自治会長は1年交代のところが多く、近年は「地域のまちづくり計画」に基づく事業が実施できていない自治会もある。
- ・ 人口が増加している地域では、既存の自治会にも入らず、新規自治会の立ち上げにも至っていない自治会の空白地帯がある。新規自治会設立に対する補助制度もあるが、このような地域に対する対応が課題となっている。
- ・ 自治会に対する人的支援については特に制度化していないが、各集落出身の職員が自治会の活動に関わることで支援ができていた。しかし、近年は町外出身の職員も増えており、人的支援の在り方は今後の課題になると思われる。